

第3章 村土の利用区分ごとの規模の目標とその地域別概要

1. 村土の利用区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次及び目標年次

ア	基準年次	平成26年（西暦2014年）
イ	中間年次	平成32年（西暦2020年）
ウ	目標年次	平成37年（西暦2025年）

(2) 目標年次における主な目標指標

人 □ 7,340人

(3) 土地の利用区分

土地の利用区分は、農地、森林、宅地、道路、水面・河川・水路、その他とします。

(4) 規模の目標の設定方法

村土の利用区分ごとの規模の目標は、過去の推移と将来の変化等を推計する中で、将来人口や土地利用動向を勘案して定めます。

(5) 目標年次における規模の目標

村土利用における目標年次（平成37年）における利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりとします。

- ①農 地…… 農地については、道路、住宅地への転換などにより6ha程度減少し、1,134ha程度とします。
- ②森 林…… 森林については、住宅地への転換などにより、2ha程度減少し、1,972ha程度とします。
- ③住宅地…… 住宅地については、若い子育て世代の移住・定住を促進するための住宅団地の整備や、グリーンリゾートゾーンを中心に移住者の増加を見込み、農地や森林、その他から10ha程度増加し、215ha程度とします。
- ④工業用地…… 工業用地については、大きな変動はなく、現状維持の21ha程度とします。
- ⑤その他の宅地…… その他の宅地については、大きな変動はなく、現状維持の166ha程度とします。
- ⑥道 路…… 道路については、集落内道路の改良等を行い、農地からの転換などにより1ha程度増加し、312ha程度とします。
- ⑦水面・河川・水路……水面・河川・水路については、大きな変動はなく、現状維持の70ha程度とします。
- ⑧その他…… その他については、村土面積の変更※による調整で3ha増加させるとともに、宅地への転換などにより、3ha程度減少し、現状維持の436ha程度とします。

※村土面積を、平成27年4月1日より国土地理院測定方法変更による面積に変更
（村土面積 平成26年まで4,323ha、平成27年以降4,326ha）

(別表) 利用区分ごとの規模の目標

(単位 : ha・%)

利用区分	基準年次	中間年次	目標年次	構成比(%)		増減率(%)	
	平成26年	平成32年	平成37年	平成26年	平成37年	平成32年	平成37年
農 地	1,140	1,136	1,134	26.4	26.2	△0.4	△0.5
森 林	1,974	1,973	1,972	45.6	45.6	△0.1	△0.1
宅 地	392	399	402	9.1	9.3	1.8	2.5
住宅地	205	212	215	4.7	5.0	3.3	4.7
工業用地	21	21	21	0.5	0.5	±0.0	±0.0
その他の宅地	166	166	166	3.8	3.8	±0.0	±0.0
道 路	311	311	312	7.2	7.2	±0.0	0.3
水面・河川・水路	70	70	70	1.6	1.6	±0.0	±0.0
その他	436	437	436	10.1	10.1	△0.5	△0.7
合 計	4,323	4,326	4,326	100.0	100.0	-	-

(注) 村土面積を、平成27年4月1日より国土地理院測定方法変更による面積に変更

2. 地域別の概要

(1) 地域区分

地域区分は、本村の自然的・社会的条件を踏まえ、村土地利用のゾーニング（地域類型別）と同様、3つの地域とし、地域の特性を生かした計画的な土地利用を推進します。

ア) 東部地域：農業振興地域東部境界線より東の地域

「グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）」の地域

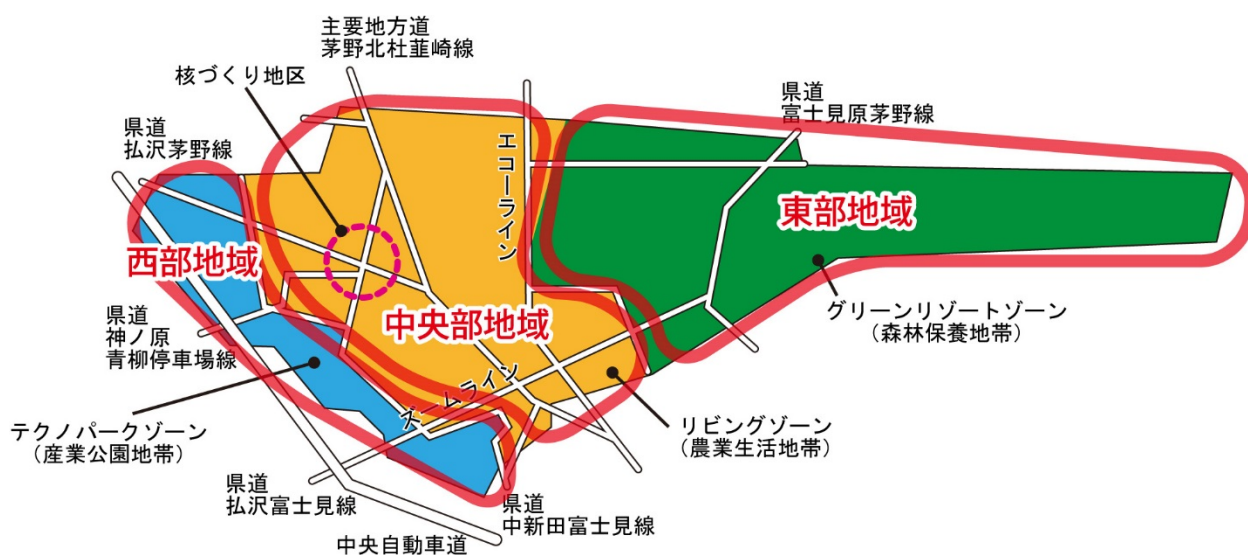
イ) 中央部地域：東部・西部両地域の間の地域

「リビングゾーン（農業生活地帯）」の地域

ウ) 西部地域：中央自動車道諏訪南インターチェンジ上部の地域及びこれに接続する県道弘沢富士見線、やつがね、菖蒲沢を経て村道丸山・菖蒲沢線に至る線より西の地域

「テクノパークゾーン（産業公園地帯）」の地域

【地域区分図】



(2) 地域別土地利用の方向

地域別土地利用の方向は、農地と森林を維持・保全するという基本的な理念の上で、うるおいとやすらぎのある住居環境の整備や健全かつ優良な生産環境の適切な配置に努め、自然と調和した秩序ある土地利用を図ります。

ア) 東部地域 「グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）」

東部地域は、ハケ岳中信高原国定公園、保健休養地及び森林地域であることから、グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）として、自然環境の保全や森林の適正な管理を図ります。

一方で、保健休養地を中心として保養やスポーツ・レクリエーション施設の再生・充実に努め、自然とのふれあいを楽しむことができる環境づくりを行います。

イ) 中央部地域 「リビングゾーン（農業生活地帯）」

中央部地域は、主として農地及び居住地として利用されている地域であり、生産と生活が一体となった土地利用が行なわれていることから、リビングゾーン（農業生活地帯）として、各集落の環境改善を図るとともに、優良農地の保全に努めます。

新たな住宅地については、集落周辺への配置を行い、計画的な宅地開発を図ります。

また、役場周辺一帯を村の拠点地区と位置付け、住民の利便性向上や住民の諸活動の中心地として役割を果たすことができるよう、公共施設の集積や商業の充実に努め、村内外の交流拠点づくりに努めます。

ウ) 西部地域 「テクノパークゾーン（産業公園地帯）」

西部地域は、中央自動車道諏訪南インターチェンジに近く、道路交通網及び周辺の開発動向などから、産業機能の集積に適しているため、工業、サービス業、研究開発機関などの産業が集積する地域と位置づけ、雇用の場を創出するとともに、周囲の豊かな自然環境と調和を保ちながら、クリーンな環境を備えたテクノパークゾーン（産業公園地帯）を形成します。